

原子力災害における救護活動基準

(平成 25 年 5 月 14 日救福救第 153 号 各都道府県支部事務局長・各施設長あて事業局長通知)
改正

平成 28 年 3 月 28 日救福救第 95 号

平成 30 年 10 月 17 日救福救第 104 号

第 1 救護班の活動指針及び行動基準

1 活動指針

原子力災害が発生した場合の日本赤十字社の救護活動は、政府等が一般の立ち入りを制限する区域（以下「警戒区域等」という。）外の地域において実施することとし、救護活動中の累積被ばく線量は、1 ミリシーベルトを超えない範囲とする。

2 行動基準

(1) 原子力災害の発生又はその恐れのある場合、救護活動に従事する救護班要員は、派遣前に問診を主体とする臨時の健康診断を受けるものとし、その派遣の可否は、所属施設長が決定する。

また、救護班の編成にあたっては、可能な限り診療放射線技師を加え、活動中の安全対策に留意する。

(2) 救護班要員は、放射線防護に必要なデジタル式個人線量計や防護服セット、安定ヨウ素剤等を携行する。

また、可能な限り、救護班毎に空間線量率測定用サーベイメーターや身体汚染スクリーニング用 GM サーベイメーターを携行する。

なお、各救護班要員の被ばく線量を正確に把握するため、デジタル式個人線量計等の計測器が正確に機能するか事前にチェックし、必要に応じて所要の補正を行うものとする。

(3) 救護班要員は、被災地支部災害救護実施対策本部（以下「被災地支部災対本部」という。）において、原子力災害に係る情報や安全対策について情報を収集するとともに、活動上の統制事項や留意事項を確認する。

(4) 救護班要員は、活動期間中継続して各々の被ばく線量を測定し、日々の活動終了時に記録する。

救護班要員の活動中の累積被ばく線量が 1 ミリシーベルトを超える恐れのある場合、班長は、当該要員に対して活動の中止と安全な地域への退避を命じる。

(5) 警戒区域等から避難した住民に対応する場合は、救護班は、地方公共団体等が行うスクリーニング、除染及び医療救護の一体的な受け入れ体制のもとで、これに従事する専門家の指示に従い、救護活動を実施する。

なお、救護班は、自ら行うことが出来る医療救護活動の範囲を明確にして、関係各機関に対して十分な周知を図るものとする。

(6) 救護班は、救護活動の終了に伴い撤収する時、被災地支部災対本部に救護班要員の被ばく線量の記録（以下「被ばく歴」という。）を提出する。

被災地支部災対本部は、救護活動期間が終了した時、救護班要員の被ばく歴を本社に提出する。本社は、救護班要員の被ばく歴を保管するとともに、被ばく歴の複写を所属施設に送付する。

(7) 救護班要員の所属施設長は、国が別に基準を定める放射線業務従事者等を除き、累積被ばく量が 1 ミリシーベルトを超えた者については、当該日より 1 年間、原子力災害における救護活動に従事させないものとする。

第2 原子力災害医療アドバイザー

1 原子力災害医療アドバイザーの任命・配置

- (1) 日本赤十字社は、放射線環境下での救護活動を安全適切に行うため、放射線対応専門要員（医師）と放射線対応支援要員（診療放射線技師）からなる原子力災害医療アドバイザーを任命する。任命は、支部長の推薦を受けて、社長が行う。
- (2) 日本赤十字社は、原子力災害の発生又はその恐れがある場合は、必要に応じて、本社災害救護実施対策本部（以下「本社災対本部」という。）及び被災地支部災対本部に、原子力災害医療アドバイザーを配置する。

2 原子力災害医療アドバイザーの役割

(1) 放射線対応専門要員（医師）

ア 救護班要員に対する安全対策事前教育

- (ア) 放射線に関する知識
- (イ) 防護服の着脱方法
- (ウ) 線量計の使用方法

イ 救護班に対する活動等に関する助言

- (ア) 活動展開方針に関する助言
- (イ) 防護服着用の要否
- (ウ) 緊急避難の要否
- (エ) ヨウ素剤服用の要否

ウ 救護班要員に対する安全対策事後教育

- (ア) 線量計数値に基づく健康管理
- (イ) 今後の生活上の留意点

エ 日赤災害医療コーディネーターチームとの連携・協力

オ その他本社の指示・要請等に基づく必要な事項

(2) 放射線対応支援要員（診療放射線技師）

ア 救護班要員に対する安全対策事前教育

- (ア) 放射線対応専門要員から指示された業務

イ 活動地域の空間線量率や要員の個人被ばく線量等の記録管理

- (ア) 行政等からの情報及び空間線量率測定用サーベイメーターによる空間線量率の把握
- (イ) 救護班要員の被ばく線量の記録管理

ウ 線量計や防護服等の管理

- (ア) 線量計等の保守
- (イ) 線量計等の貸出返却の記録管理
- (ウ) 防護服の補給と救護班要員への供給及び貸出返却の記録管理

エ その他、放射線対応専門要員から指示された事項

3 原子力災害医療アドバイザーの派遣

- (1) 本社は、原子力災害の発生又はその恐れがある場合、必要に応じて速やかに本社災対本部及び被災地支部災対本部へ派遣する原子力災害医療アドバイザーを決定し、該当者が所属する施設を所管する支部に派遣を要請する。
- (2) 要請を受けた支部は、該当者を本社災対本部又は被災地支部災対本部に派遣する。
- (3) 本社災対本部は、日本赤十字社本社災害救護体制要綱に基づき、災害救護活動の方針及び計画を作成する。作成にあたっては、本社に派遣された原子力災害医療アドバイザーの助

言を踏まえ、救護班要員等の安全に配慮する。

- (4) 被災地支部災対本部は、派遣された原子力災害医療アドバイザーの助言に基づき、安全対策に留意しながら救護班による医療救護活動を行うとともに、救護班要員等の被ばくの可能性を考慮し、被ばく状況を管理する。

第3 原子力災害拠点病院等の対応

1 原子力災害拠点病院等の医療活動

原子力災害が発生した場合、原子力災害拠点病院等に指定された日赤支部及び施設は、国が設置する原子力災害現地対策本部や地方公共団体からの要請に基づき、原子力災害に係る当該施設での実施可能な原子力災害医療活動を実施する。

2 原子力災害拠点病院等からの専門家等の派遣

本社は、被災地支部からの要請に基づき、必要と認めた場合は、原子力災害拠点病院等を管内に有する非被災地支部に、原子力災害医療の専門家等の派遣を要請する。

要請を受けた支部は、可能な限り、医師、診療放射線技師及び看護師等の原子力災害医療の専門家等を、要請のあった被災地支部管内の医療施設に派遣する。

第4 救護班要員等に対する研修

1 各ブロックにおける原子力災害対応基礎研修会

各ブロックは、救護班要員等が、放射線環境下での救護活動に安全かつ安心して従事できるよう、放射線や原子力災害医療体制等にかかる基本的知識及び放射線防護資機材の使用方法を習得するために、原子力災害対応基礎研修会を開催する。

2 各支部における原子力災害対応の基礎的知識の普及

各支部は、支部管内で実施する救護班要員に対する研修会等において、放射線環境下での救護活動における安全対策を普及する。

3 原子力災害医療アドバイザーに対する情報共有

本社は、国の原子力災害対応等の動向を把握し、原子力災害医療アドバイザー等に対して、必要な情報提供等を行う。